

新旧対照表（カード規定）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u> カード規定</p> <p>1. カードの利用 普通貯金（<u>利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）</u>、総合口座取引および総合口座（<u>普通貯金無利息型</u>）取引の普通貯金を含みます。以下同じです。）について発行した <u>JA</u> キャッシュカード、貯蓄貯金について発行した <u>JA</u> キャッシュカード <u>および JA</u> カードローンについて発行した <u>JA</u> ローンカード（<u>キャッシュカード</u>）（以下これらを「カード」といいます。）は、<u>当組合に開設された貯金口座または貸越口座</u>について、次の場合に利用することができます。 <u>ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限りま</u> <u>す。</u></p> <p>(1) 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）<u>もしくは</u>当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、<u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、カードローンの貸越の返済、普通貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）</u></p> <p>(2) 当組合 <u>もしくは</u>当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、<u>または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）</u></p> <p>(3) 当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用して <u>カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替により払戻し（削除）、振込の依頼をする場合</u></p> <p>(4) 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下、「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して、<u>カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下、「Pay-easy（ペイジー）」</u>）といいます。）を利用する場合。また、当組合と同一県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、<u>カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）</u>）を利用する場合</p> <p>(5) 当組合 <u>または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等</u>）を行う場合</p> <p><u>(6) 当組合もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、または当組合もしくは提携組合の店舗において、当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を用いて貯金の残高や届出情報を表示する場合</u></p> <p><u>(7) その他当組合が定めた取引を行う場合</u></p> <p>2. <u>(削除)</u> 入金</p> <p>(1) 貯金機を使用して入金する場合は、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>したがって、</u> 貯金機にカードまたは通帳（当組合および県内の提携 <u>(削除)</u> 組合に限ります。）を挿入し、現金を投入して操作してください。</p> <p>(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先 <u>所定の</u> 種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合および入金提携先 <u>所定の</u> 枚数による金額の範囲内とします。</p> <p><u>(3) 貯金機の代替として、ピンパッドを用いて窓口で入金する際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、入金にあたっての限度額については、前項に定めるとおりとします。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>キャッシュ</u>カード規定</p> <p>1. <u>(カードの利用)</u> 普通貯金（<u>(追加)</u> 総合口座取引 <u>(追加)</u> の普通貯金を含みます。以下同じです。）について発行した <u>(追加)</u> キャッシュカード、貯蓄貯金について発行した <u>(追加)</u> キャッシュカード <u>(追加)</u>（以下これらを「カード」といいます。）は、<u>それぞれ当該</u> 貯金口座 <u>(追加)</u> について、次の場合に利用することができます。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。） <u>および</u> 当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して <u>(追加)</u> 普通貯金 <u>および</u> 貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）</p> <p>(2) 当組合 <u>および</u> 当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して <u>(追加)</u> 貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）</p> <p>(3) 当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用して <u>(追加)</u> 振込資金を貯金口座からの振替により払戻し <u>のうえ</u>、振込の依頼をする場合</p> <p>(4) 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下、「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して、<u>(追加)</u> 振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下、「Pay-easy（ペイジー）」）といいます。）を利用する場合。また、当組合と同一県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、<u>(追加)</u> 振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー））を利用する場合</p> <p>(5) 当組合 <u>および</u> 提携組合の <u>窓口で入金および払戻し</u>）を行う場合</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(6) その他当組合が定めた取引を行う場合</u></p> <p>2. <u>(貯金機による入金)</u></p> <p>(1) 貯金機を使用して入金する場合は、貯金機の画面表示等の操作手順に <u>従って</u> <u>(追加)</u> 貯金機にカードまたは通帳（当組合および県内の提携 <u>する</u> 組合に限ります。）を挿入し、現金を投入して操作してください。</p> <p>(2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先 <u>が定めた</u> 種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合および入金提携先 <u>が定めた</u> 枚数による金額の範囲内とします。</p> <p><u>(追加)</u></p>

(4) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。

3. (削除) 払戻し

(1) 支払機を使用して払戻しを行う場合は、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻しは当組合または出金提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたり払戻しは、当組合所定の金額の範囲内とします。

(3) 支払機を使用して払戻しを行う場合に、払戻金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

(4) ピンパッドを用いて窓口で払戻しを行う際には、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、払戻しの際の1回あたりの限度額および限度額超過時の対応は前二項に定めるとおりです。

(5) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。

(削除)

4. 振込機による振込

振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

5. 自動機利用手数料等

(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合（カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。）に、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(2) 自動機利用手数料は、入金および貯金払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その入金および払戻しをした貯金口座から自動的に引落とします。なお、入金提携先・出金提携先の自動機利用手数料は、当組合から各提携先に支払います。

(3) 振込手数料は、振込資金の貯金口座からの払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その払戻しをした貯金口座から自動的に引落とします。

6. 代理人による預入れ、払戻しおよび振込

(追加)

3. (支払機による払戻し)

(1) 支払機を使用して払戻しを行う場合は、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを(追加)挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは当組合または出金提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたり払戻しは、当組合が定めた金額の範囲内とします。

(3) 支払機を使用して払戻しを行う場合に、払戻金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

(追加)

(追加)

4. (カードによる窓口での入金、払戻し)

(1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合はその提携組合）所定の入金票に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、所定の手続きに従ってください。

なお、提携組合の窓口での払戻しの際はカードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。

(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合はその提携組合）が定めるところによるものとします。

(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

5. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを(追加)挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6. (自動機利用手数料等)

(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合（カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。）に、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(2) 自動機利用手数料は、入金(追加)払戻し時に(追加)通帳および払戻請求書なしで当該貯金口座から自動的に引落とします。なお、入金提携先・出金提携先の自動機利用手数料は、当組合から各提携先に支払います。

(3) 振込手数料は、振込資金を貯金口座から振替える際に、通帳および払戻請求書なしで当該貯金口座から自動的に引落とします。

7. (代理人による貯金の入金、払戻しおよび振込)

改正後	改正前
<p>(1) 代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか1名に限ります。）による貯金の<u>預入れ</u>、払戻しおよび振込の依頼を<u>する</u>場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。</p> <p>(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。</p> <p>(3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。<u>ただし、代理人カードでカードローンの貸越を行うことはできません。</u></p> <p>7. 貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い</p> <p>(1) 停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合<u>には</u>、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金することができます。</p> <p>(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取扱いができない場合<u>には</u>、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として、当組合および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。なお、提携組合以外の出金提携先の窓口ではこの取扱いはしません。</p> <p>(3) 前2項による入金<u>は第2条3項および4項</u>、払戻し<u>は第3条4項および5項による</u>ものとします。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>8. カードによる入金、払戻金額等の通帳記入</p> <p>カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された<u>場合</u>、または、当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口で提出された<u>場合</u>に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合<u>にも</u>同様とします。</p> <p>9. 本人確認</p> <p>(1) <u>当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。</u></p> <p>(2) <u>カードをタブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当組合または提携組合所定の操作手順にしたがって、当組合または提携組合の所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。</u></p> <p>(3) <u>当組合または提携組合は、前記によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。</u></p> <p>(4) <u>当組合または提携組合所定の場合には、前二項に加え、本人確認書類の提示等当組合所定の手続を行うことがあります。</u></p> <p>10. カード・暗証の管理等 (削除)</p> <p>(1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合、<u>または他人に使用されたことを認知した場合には</u>、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。</p> <p>(2) <u>当組合または提携組合が、前記9の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合（当組合が預金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故</u></p>	<p>(1) 代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか1名に限ります。）による貯金の<u>入金</u>、払戻しおよび振込の依頼を<u>行う</u>場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。</p> <p>(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。</p> <p>(3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。<u>(追加)</u></p> <p>8. <u>(貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</u></p> <p>(1) 停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合<u>(追加)</u>は、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金することができます。</p> <p>(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取扱いができない場合<u>(追加)</u>は、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として、当組合および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。なお、提携組合以外の出金提携先の窓口ではこの取扱いはしません。</p> <p>(3) 前2項による入金<u>および払戻しを行う場合は、第4条により取扱う</u>ものとします。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>9. <u>(カードによる入金、払戻金額等の通帳記入)</u></p> <p>カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された<u>とき</u>、または、当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口で提出された<u>とき</u>に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合<u>(追加)</u>も同様とします。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>10. <u>(カード・暗証の管理等)</u></p> <p>(1) <u>当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。</u></p> <p>(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合<u>(追加)</u>または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。</p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、後記 11 および 12 に定める場合にはこの限りではありません。</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>11. 偽造カード等による払戻し等 (省略)</p> <p>12. 盗難カードによる払戻し等 (1) (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。 ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>13. カードの紛失、届出事項の変更等 (1) カードを紛失した場合、または氏名、代理人、暗証その他<u>の</u>届出事項に変更があった場合<u>には</u>、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出<u>(削除)</u>前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) <u>前項の</u>暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）<u>およびタブレット等</u>により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機<u>およびタブレット等</u>の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って貯金機、支払機、振込機にカードを<u>所定の方法</u>で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。 (3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合<u>には</u>、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。</p> <p>14. カードの再発行等 (1)～(2) (省略)</p> <p>15. 貯金機、支払機、振込機への誤入力等 貯金機、支払機、振込機の使用に際し、金額<u>(削除)</u>等の誤入力<u>(削除)</u>により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、入金提携先・出金提携先の貯金機、支払機、振込機を使用した場合の入金提携先・出金提携先の責任についても同様とします。</p> <p>16. 解約、カードの利用停止等 (1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合、<u>カードローン取引が終了した場合（ただし、JAローンカード（キャッシュカード）に限る。）、または当組合普通貯金規定（普通貯金無利息型（決済用）規定を含みます。以下、同じです。）、総合口座取引規定（総合口座（普通貯金無利息型）取引規定を含みます。以下、同じです。）、貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、(削除)カードの磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。</u></p>	<p>(3) (省略)</p> <p>11. <u>(偽造カード等による払戻し等)</u> (省略)</p> <p>12. <u>(盗難カードによる払戻し等)</u> (1) (省略) (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料<u>(追加)</u>を含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。 ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>13. <u>(カードの紛失、届出事項の変更等)</u> (1) カードを紛失した場合、または氏名、代理人、暗証その他<u>(追加)</u>届出事項に変更があった場合<u>(追加)</u>は、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出<u>の</u>前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。 (2) <u>(追加)</u>暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）<u>(追加)</u>により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機<u>(追加)</u>の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って貯金機、支払機、振込機にカードを<u>(追加)</u>挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。 (3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合<u>(追加)</u>は、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。</p> <p>14. <u>(カードの再発行等)</u> (1)～(2) (省略)</p> <p>15. <u>(貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u> 貯金機、支払機、振込機の使用に際し、金額、<u>暗証</u>等の誤入力等により生じた損害について<u>(追加)</u>当組合は責任を負いません。なお、入金提携先・出金提携先の貯金機、支払機、振込機を使用した場合の入金提携先・出金提携先の責任についても同様とします。</p> <p>16. <u>(解約、カードの利用停止等)</u> (1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合<u>(追加)</u>または当組合普通貯金規定<u>(追加)</u>、総合口座取引規定<u>(追加)</u>、貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、<u>本</u>カードの磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。</p>

改正後	改正前
<p>(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合には、その使用をお断りすることがあります。この場合、当組合から請求があり<u>次第</u>、直ちにカードを当店に返却してください。</p> <p>(3) 次の場合にはカードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり<u>次第</u>、直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>① 第17条に定める規定に違反した場合 ② 普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合 ③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合 ④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合</p> <p>17. <u>譲渡、質入れ等の禁止</u> (省略)</p> <p>18. <u>規定の適用</u> (1) この規定に定めのない事項については、当組合<u>(削除)</u>普通貯金規定、総合口座取引規定<u>または</u>貯蓄貯金規定、<u>ならびにJAカードローン取引約定書(ただし、当組合とJAカードローン取引約定のある場合に限る。)</u>および振込規定により取扱います。 (2)～ (3) (省略)</p>	<p>(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合(<u>追加</u>)は、その使用をお断りすることがあります。この場合、当組合から請求があり<u>しだい</u>、直ちにカードを当店に返却してください。</p> <p>(3) 次の場合にはカードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり<u>しだい</u>、直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>① 第17条に定める規定に違反した場合 ② 普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合 ③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合 ④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合</p> <p>17. <u>(譲渡、質入れ等の禁止)</u> (省略)</p> <p>18. <u>(規定の適用)</u> (1) この規定に定めのない事項については、当組合<u>が別に定める</u>普通貯金規定、総合口座取引規定、貯蓄貯金規定<u>(追加)</u>および振込規定により取扱います。 (2)～ (3) (省略)</p>
<p>以上 <u>(令和7年6月2日現在)</u></p>	<p>以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

キャッシュカード規定（改正後は「カード規定」）と統合
（削除）

キャッシュカード規定 普通貯金無利息型 総合口座（普通貯金無利息型）

1.（カードの利用）

普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）です。このほか総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカード、貯蓄貯金について発行したキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。

- (1) 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）および当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して普通貯金および貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）
- (2) 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）
- (3) 当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用して振込資金を貯金口座からの振替により払戻しのうえ、振込の依頼をする場合
- (4) 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下、「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して、振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下、「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当組合と同一県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合
- (5) 当組合および提携組合の窓口で入金および払戻しを行う場合
- (6) その他当組合が定めた取引を行う場合

2.（貯金機による入金）

- (1) 貯金機を使用して入金する場合は、貯金機の画面表示等の操作手順に従って貯金機にカードまたは通帳（当組合および県内の提携する組合に限ります。）を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および入金提携先が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合および入金提携先が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3.（支払機による払戻し）

- (1) 支払機を使用して払戻しを行う場合は、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻しは、支払機の機種により当組合または出金提携先が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは当組合または出金提携先が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたり払戻しは、当組合が定めた金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して払戻しを行う場合に、払戻金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

4.（カードによる窓口での入金、払戻し）

- (1) カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合はその提携組合）所定の入金票に氏名、

金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、所定の手続きに従ってください。

なお、提携組合の窓口での払戻しの際はカードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。

(3) カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合はその提携組合）が定めるところによるものとします。

(4) 窓口でカードにより払戻す場合に、払戻金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額を超えるときは、その払戻しはできません。

5.（振込機による振込）

振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6.（自動機利用手数料等）

(1) 貯金機を使用して入金する場合、貯金機、支払機または振込機を使用して払戻しをする場合（カードによる窓口での入金および払戻しを含みます。）に、当組合および入金提携先・出金提携先所定の貯金機、支払機および振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(2) 自動機利用手数料は、入金、払戻し時に通帳および払戻請求書なしで当該貯金口座から自動的に引落としします。なお、入金提携先・出金提携先の自動機利用手数料は、当組合から各提携先に支払います。

(3) 振込手数料は、振込資金を貯金口座から振替える際に、通帳および払戻請求書なしで当該貯金口座から自動的に引落としします。

7.（代理人による貯金のお入金、払戻しおよび振込）

(1) 代理人（本人と生計をともにする親族、法定代理人のどちらか1名に限ります。）による貯金のお入金、払戻しおよび振込の依頼を行う場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカード（以下、「代理人カード」といいます。）を発行します。

(2) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。

(3) 代理人カードの利用についても、この規定を適用します。

8.（貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

(1) 停電、故障等により貯金機による取扱いができない場合は、窓口営業時間内に限り、当組合および提携組合の窓口でカードにより入金することができます。

(2) 停電、故障等により当組合および提携組合の支払機による取扱いができない場合は、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障等の取扱いとして定めた金額を限度として、当組合および提携組合の窓口でカードにより払戻すことができます。なお、提携組合以外の出金提携先の窓口ではこの取扱いはしません。

(3) 前2項による入金および払戻しを行う場合は、第4条により取扱うものとします。

(4) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込を依頼することができます。

9.（カードによる入金、払戻金額等の通帳記入）

カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳を当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用されたとき、または、当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口で提出されたときに行います。また、窓口でカードにより取扱った場合も同様とします。

10. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

11. (偽造カード等による払戻し等)

偽造または変造カードによる払戻しについては、本人が個人である場合には、本人の故意による場合または当該払戻しについて当組合が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

12. (盗難カードによる払戻し等)

(1) 本人が個人の場合であって、カード盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該払戻しにかかる損害(手数料を含みます。)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること

② 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③ 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しにかかる損害(手数料を含みます。)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日(当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貯金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。

① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合

B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人(家事全般を行っている家政婦など。)によって行われた場合

C 本人が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った

場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

(1) カードを紛失した場合、または氏名、代理人、暗証その他届出事項に変更があった場合は、直ちに本人から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(2) 暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）により届出ることができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に従って貯金機、支払機、振込機にカードを挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。

(3) 代理人カードの暗証については、本人のほか、本人があらかじめ届出た代理人が変更することができます。ただし、代理人が代理人カードの暗証を変更する場合は、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）を使用するものとします。

14. (カードの再発行等)

(1) カードの盗難、紛失等の場合およびカード利用中においてカード磁気損傷、カード変形、暗証相違回数オーバーによりカード利用不能となった場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(2) カードを再発行する場合は、当組合所定の再発行手数料をいただきます。

15. (貯金機、支払機、振込機への誤入力等)

貯金機、支払機、振込機の使用に際し、金額、暗証等の誤入力等により生じた損害について当組合は責任を負いません。なお、入金提携先・出金提携先の貯金機、支払機、振込機を使用した場合の入金提携先・出金提携先の責任についても同様とします。

16. (解約、カードの利用停止等)

(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合または当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、本カードの磁気ストライプ部分を切断のうえ破棄してください。

(2) カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合、および暗証相違回数オーバーの場合は、その使用をお断りすることがあります。この場合、当組合から請求がありしだい、直ちにカードを当店に返却してください。

(3) 次の場合にはカードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求がありしだい、直ちにカードを当店に返却してください。ただし、後記③の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。

① 第 17 条に定める規定に違反した場合

② 普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合

③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合

④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合

17. (譲渡、質入れ等の禁止)

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

18. (規定の適用)

(1) この規定に定めのない事項については、当組合が別に定める普通貯金規定、総合口座取引規定、貯蓄貯金

改正後

改正前

規定および振込規定により取扱います。

(2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

(3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(令和2年4月1日現在)

I C (削除) カード規定

1. カードの利用

(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、貯蓄貯金およびJ Aカードローン（キャッシュカード）について発行したI Cチップを搭載したI Cキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、当組合に開設された貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。

ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限り

① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）もしくは当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、カードローンの貸越の返済、普通貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）

② 当組合もしくは当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、または当組合もしくは提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）

③ 当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

④ 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下、「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下、「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当組合と同一県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合

⑤ 当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を使用して、振込の依頼、届出事項の変更、口座振替の依頼等を行う場合

⑥ 当組合もしくは提携組合の貯金機、支払機もしくは振込機を使用して、または当組合もしくは提携組合の店舗において、当組合または提携組合の店舗に設置しているタブレット、ピンパッド等の機器を用いて貯金の残高や届出情報を表示する場合

⑦ その他当組合所定の取引をする場合

2. (削除) 入金

(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順にしたがって、貯金機にカードまたは通帳（当組合および県内の提携組合に限りです。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) (省略)

(3) 貯金機の代替として、ピンパッドを用いて窓口で入金する際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その

I C キャッシュカード規定1. (カードの利用)

(1) 普通貯金（利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）、総合口座取引および総合口座（普通貯金無利息型）取引の普通貯金を含みます。以下、同じです。）、貯蓄貯金およびJ Aカードローン（キャッシュカード）について発行したI Cチップを搭載したI Cキャッシュカード（以下、これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該貯金口座または貸越口座について、次の場合に利用することができます。

ただし、カードローンの貸越、返済についての利用は、当組合とカードローン取引約定のある場合に限り

① 当組合、当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）および当組合がオンライン現金自動預入機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「入金提携先」といいます。）の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して、(追加)カードローンの貸越の返済、普通貯金または貯蓄貯金（以下、これらを「貯金」といいます。）に預入れをする場合（以下、これらの取引を単に「入金」といいます。）

② 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下、提携組合も含めて「出金提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して、(追加)カードローンの貸越を受け、または貯金の払戻しをする場合（以下、これらの取引を単に「払戻し」といいます。）

③ 当組合、提携組合および当組合が振込業務について提携した金融機関等の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用してカードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

④ 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等（以下、「マルチペイメント収納機関」といいます。）に対して、当組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス（以下、「Pay-easy（ペイジー）」といいます。）を利用する場合。また、当組合と同一県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy（ペイジー）を利用する場合

⑤ 当組合および提携組合の窓口で入金および払戻しを行う場合

(追加)

⑥ その他当組合所定の取引をする場合

2. (貯金機による入金)

(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に従って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および県内の提携組合に限りです。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) (省略)

(追加)

改正後	改正前
<p><u>提携組合) 所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、入金にあたっての限度額については、前項に定めるとおりとします。</u></p> <p><u>(4) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて入金をする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u></p> <p>3. (削除) 払戻し</p> <p>(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第5条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(4) ピンパッドを用いて窓口で払戻しを行う際には、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。なお、払戻しの際の1回あたりの限度額および限度額超過時の対応は前二項に定めるとおりです。</u></p> <p><u>(5) 当組合または提携組合の店舗においてタブレット等を用いて払戻しをする際は、店舗に設置されたタブレット等に届出の氏名、金額を入力してください。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>4. 振込機による振込</p> <p>振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>5. 自動機利用手数料等</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>6. 代理人による預入れ・払戻しおよび振込</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>7. 貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 前2項による入金<u>は第2条3項および4項、払戻しは第3条4項および5項</u>によるものとします。</p> <p>(4) (省略)</p>	<p><u>(追加)</u></p> <p>3. (支払機による払戻し)</p> <p>(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 支払機を使用して払戻しをする場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>4. (カードによる窓口での入金および払戻し)</p> <p>(1) <u>カードによる窓口での入金の際は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。</u></p> <p>(2) <u>カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の氏名を記入のうえ、カードとともに提出してください。</u> <u>なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。</u></p> <p>(3) <u>カードによる窓口での入金、払戻しの際の1回あたりの限度額は、当組合（提携組合の窓口の場合は、その提携組合）が定めるところによるものとします。</u></p> <p>(4) <u>窓口でカードにより払戻す場合に、払戻請求金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。</u></p> <p>5. (振込機による振込)</p> <p>振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。</p> <p>6. (自動機利用手数料等)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>7. (代理人による預入れ・払戻しおよび振込)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>8. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 前2項による入金<u>および払戻しを行う場合には、第4条</u>によるものとします。</p> <p>(4) (省略)</p>

8. カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入

カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額および振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

9. 本人確認

- (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ貯金の払戻しを行います。
- (2) カードをタブレット等を通して本人確認手段として利用する場合は、当組合または提携組合所定の操作手順にしたがって、当組合または提携組合所定の端末にカードを挿入し、届出の暗証を正確に入力してください。
- (3) 当組合または提携組合は、前記によりタブレット等に入力された暗証と、届出の暗証との一致を確認することにより本人確認を行うものとします。
- (4) 当組合または提携組合所定の場合には、前二項に加え、本人確認書類の提示等当組合所定の手続を行うことがあります。

10. カード・暗証の管理等(削除)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。
- (2) 当組合または提携組合が、前記9の本人確認手続を行ったうえで、払戻し、払戻請求書、諸届その他の書類を取り扱った場合（当組合が預金の払戻しに応じたことを含みます。）は、カードまたは暗証につき事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。ただし、後記11および12に定める場合にはこの限りではありません。

(3) (省略)

11. 偽造カード等による払戻し等

(省略)

12. 盗難カードによる払戻し等

(1)～(4) (省略)

13. カードの紛失、届出事項の変更等

(1) (省略)

- (2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）およびタブレット等により届出ことができます。この場合、貯金機、支払機、振込機およびタブレット等の画面表示等の操作手順にしたがって貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証およ

9. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)

カードにより入金した金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額、振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当組合および全国の提携組合の貯金機、振込機、支払機もしくは通帳記帳機で使用された場合または当組合本支店（所）および全国の提携組合の窓口で提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。

(追加)**10. (カード・暗証の管理等)**

- (1) 当組合は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードの電磁的または電子的情報が、当組合が本人に交付したカードに関して登録されている電磁的または電子的情報と一致すること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ払戻しを行います。当組合の窓口においても同様にカードを確認し、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをいたします。

- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貯金の払戻し停止の措置を講じます。

(追加)

(3) (省略)

11. (偽造カード等による払戻し等)

(省略)

12. (盗難カードによる払戻し等)

(1)～(4) (省略)

13. (カードの紛失、届出事項の変更等)

(1) (省略)

- (2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機（当組合および県内の提携組合に限ります。）(追加)により届出ことができます。この場合、貯金機、支払機、振込機(追加)の画面表示等の操作手順に従って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力

改正後	改正前
<p>び変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>14. カードの再発行等 (1)～(2) (省略)</p> <p>15. 貯金機、支払機、振込機への誤入力等 (省略)</p> <p>16. 解約、カードの利用停止等</p> <p>(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合またはカードローン取引が終了した場合 <u>(ただし、JAローンカード(キャッシュカード)に限る。)</u>、または当組合普通貯金規定(普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。)、総合口座取引規定(総合口座(普通貯金無利息型)取引規定を含みます。以下、同じです。)、貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、<u>(削除)</u>カードのIC部分を切断のうえ破棄してください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、<u>後記③</u>の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>① 第17条に定める規定に違反した場合 ② 普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合 ③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合 ④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合</p> <p>17. 譲渡、質入れ等の禁止 (省略)</p> <p>18. 規定の適用</p> <p>(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、<u>または</u>貯蓄貯金規定、ならびにJAカードローン取引約定書 <u>(削除)</u> (ただし、当組合とJAカードローン取引約定のある場合に限り。) および振込規定により取扱います。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和7年6月2日現在)</u></p>	<p>してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>14. <u>(カードの再発行等)</u> (1)～(2) (省略)</p> <p>15. <u>(貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u> (省略)</p> <p>16. <u>(解約、カードの利用停止等)</u></p> <p>(1) 貯金口座を解約する場合、カードの利用を取りやめる場合またはカードローン取引が終了した場合 <u>(追加)</u>、または当組合普通貯金規定(普通貯金無利息型(決済用)規定を含みます。以下、同じです。)、総合口座取引規定(総合口座(普通貯金無利息型)取引規定を含みます。以下、同じです。)、貯蓄貯金規定により、貯金口座が解約された場合には、そのカードを当店に返却いただくか、<u>本</u>カードのIC部分を切断のうえ破棄してください。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、<u>第3号</u>の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</p> <p>① 第17条に定める規定に違反した場合 ② 普通貯金規定、総合口座取引規定または貯蓄貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合 ③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合 ④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合</p> <p>17. <u>(譲渡、質入れ等の禁止)</u> (省略)</p> <p>18. <u>(規定の適用)</u></p> <p>(1) この規定に定めのない事項については、当組合普通貯金規定、総合口座取引規定、<u>(追加)</u>貯蓄貯金規定、ならびにJAカードローン取引約定書、<u>JAカードローン利用規定</u> (ただし、当組合とJAカードローン取引約定のある場合に限り。) および振込規定により取扱います。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p style="text-align: right;">以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

法人用 I C (削除) カード規定

1. カードの利用

(省略)

(1)～(6) (省略)

2. 貯金機による入金

(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順にしたがって、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) (省略)

3. 支払機による払戻し

(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2)～(3) (省略)

4. カードによる窓口での入金および払戻し

(1) (省略)

(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の法人名を記入のうえ、カードとともに提出してください。

なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きにしたがってください。

(3)～(4) (省略)

5. 振込機による振込

振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6. 自動機利用手数料等

(1)～(3) (省略)

7. 代理人による入金・払戻しおよび振込

(1)～(3) (省略)

8. 貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い

(1)～(4) (省略)

9. カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入

(省略)

10. カード・暗証の管理等

(1)～(3) (省略)

法人用 I C キャッシュカード規定1. (カードの利用)

(省略)

(1)～(6) (省略)

2. (貯金機による入金)

(1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に従って、貯金機にカードまたは通帳（当組合および提携組合に限ります。）を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。

(2) (省略)

3. (支払機による払戻し)

(1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って支払機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

(2)～(3) (省略)

4. (カードによる窓口での入金および払戻し)

(1) (省略)

(2) カードによる窓口での払戻しの際は、当組合所定の払戻請求書に金額および届出の法人名を記入のうえ、カードとともに提出してください。

なお、提携組合の窓口での払戻しの際は、カードを提出し、その提携組合所定の手続きに従ってください。

(3)～(4) (省略)

5. (振込機による振込)

振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における普通貯金の払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

6. (自動機利用手数料等)

(1)～(3) (省略)

7. (代理人による入金・払戻しおよび振込)

(1)～(3) (省略)

8. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

(1)～(4) (省略)

9. (カードによる入金・払戻し金額等の通帳記入)

(省略)

10. (カード・暗証の管理等)

(1)～(3) (省略)

改正後	改正前
<p>11. 偽造カード等による払戻し (省略)</p> <p>12. 盗難カードによる払戻し (省略)</p> <p>13. カードの紛失、届出事項の変更等 (1) (省略) (2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機により届出ことができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に<u>したが</u>って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。 (3) (省略)</p> <p>14. カードの再発行等 (1)～(2) (省略)</p> <p>15. 貯金機、支払機、振込機への誤入力等 (省略)</p> <p>16. 解約、カードの利用停止等 (1)～(2) (省略) (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、<u>後記③</u>の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が届出の法人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第17条に定める規定に違反した場合 ② 普通貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合 ③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合 ④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合</p> <p>17. 譲渡、質入れ等の禁止 (省略)</p> <p>18. 規定の適用 (1)～(3) (省略)</p>	<p>11. <u>(偽造カード等による払戻し)</u> (省略)</p> <p>12. <u>(盗難カードによる払戻し)</u> (省略)</p> <p>13. <u>(カードの紛失、届出事項の変更等)</u> (1) (省略) (2) 前項の暗証の変更については、貯金機、支払機、振込機により届出ことができます。この場合、貯金機、支払機、振込機の画面表示等の操作手順に<u>従</u>って貯金機、支払機、振込機にカードを所定の方法で挿入し、届出の暗証および変更後の暗証を正確に入力してください。この場合、前項にかかわらず、書面による届出は必要ありません。 (3) (省略)</p> <p>14. <u>(カードの再発行等)</u> (1)～(2) (省略)</p> <p>15. <u>(貯金機、支払機、振込機への誤入力等)</u> (省略)</p> <p>16. <u>(解約、カードの利用停止等)</u> (1)～(2) (省略) (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合から請求があり次第直ちにカードを当店に返却してください。ただし、<u>第3号</u>の場合は、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が届出の法人であることを確認できたときに停止を解除します。 ① 第17条に定める規定に違反した場合 ② 普通貯金規定により貯金口座の貯金取引が停止された場合 ③ 貯金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合 ④ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合</p> <p>17. <u>(譲渡、質入れ等の禁止)</u> (省略)</p> <p>18. <u>(規定の適用)</u> (1)～(3) (省略)</p>
<p>以上 <u>(令和7年6月2日現在)</u></p>	<p>以上 <u>(令和2年4月1日現在)</u></p>

J Aカード（一体型）規定

1. J Aカード（一体型）

- (1) J Aカード（一体型）とは、当組合の I Cキャッシュカード（ただし「I C （削除）カード規定」所定の代理人カードは除くものとします。）としての機能（「I C （削除）カード規定」および「デビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下、「I Cキャッシュカード機能」といいます。）と、三菱UF J ニコス株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「J Aカード（一体型）会員規約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとします。なお、J Aカード（一体型）のカード券面には「J A CARD」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、クレジットカードの会員番号、有効期限および I Cキャッシュカードの貯金口座番号等が表示されるものとします。
- (2) J Aカード（一体型）は、「普通貯金規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」、「総合口座取引規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」のうち J Aカード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座に関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）、「I C （削除）カード規定」、「デビットカード取引規定」、「J Aカード（一体型）会員規約」および「J Aカード（一体型）規定」（以下、「本規定」といいます。）を承認のうえ、当組合および当社所定の方法にて入会を申し込み、当組合および当社が認めた者（以下、「利用者」といいます。）に対し、1枚のみ発行されるものとします。
- (3)（省略）

2. J Aカード（一体型）の貸与および譲渡等の禁止

- (1)～(3)（省略）

3. J Aカード（一体型）の取り扱い

- (1) 利用者は、貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等の取り引きが可能な機器（以下、「自動機」といいます。）において J Aカード（一体型）を利用する場合は、J Aカード（一体型）表面に記載されているカード挿入方向の指示に したがって、I Cキャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。
- (2)～(3)（省略）

4. 有効期限

- (1)～(2)（省略）
- (3) 当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当組合が「I C （削除）カード規定」および「デビットカード取引規定」により発行される I Cキャッシュカード（以下、「I Cキャッシュカード」といいます。）を発行し貸与するものとします。
- (4)～(5)（省略）

5. J Aカード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担

- (1)～(4)（省略）
- (5) 盗難・紛失により被る損害については、I Cキャッシュカード機能に関わる損害については「I C （削除）カード規定」が、クレジットカード機能に関わる損害については「J Aカード（一体型）会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。

6. 届出事項の変更

- (1)～(4)（省略）

J Aカード（一体型）規定

1. （J Aカード（一体型））

- (1) J Aカード（一体型）とは、当組合の I Cキャッシュカード（ただし「I C キャッシュカード規定」所定の代理人カードは除くものとします。）としての機能（「I C キャッシュカード規定」および「デビットカード取引規定」により定められた機能をいい、以下、「I Cキャッシュカード機能」といいます。）と、三菱UF J ニコス株式会社（以下、「当社」といいます。）のクレジットカードとしての機能（「J Aカード（一体型）会員規約」により定められた機能をいい、以下、「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を1枚で提供するカードのことをいうものとします。なお、J Aカード（一体型）のカード券面には「J A CARD」と表示する他、氏名（ローマ字表示）、クレジットカードの会員番号、有効期限および I Cキャッシュカードの貯金口座番号等が表示されるものとします。
- (2) J Aカード（一体型）は、「普通貯金規定」、「普通貯金無利息型（決済用）規定」、「総合口座取引規定」、「総合口座（普通貯金無利息型）取引規定」のうち J Aカード（一体型）のクレジットカード機能の利用代金を決済する口座に関連する規定（以下、「関連規定」といいます。）、「I C キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「J Aカード（一体型）会員規約」および「J Aカード（一体型）規定」（以下、「本規定」といいます。）を承認のうえ、当組合および当社所定の方法にて入会を申し込み、当組合および当社が認めた者（以下、「利用者」といいます。）に対し、1枚のみ発行されるものとします。
- (3)（省略）

2. （J Aカード（一体型）の貸与および譲渡等の禁止）

- (1)～(3)（省略）

3. （J Aカード（一体型）の取り扱い）

- (1) 利用者は、貯金の預入れ・払戻し・振込・現金の借受または残高照会等の取り引きが可能な機器（以下、「自動機」といいます。）において J Aカード（一体型）を利用する場合は、J Aカード（一体型）表面に記載されているカード挿入方向の指示に 従って、I Cキャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。
- (2)～(3)（省略）

4. （有効期限）

- (1)～(2)（省略）
- (3) 当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当組合が「I C キャッシュカード規定」および「デビットカード取引規定」により発行される I Cキャッシュカード（以下、「I Cキャッシュカード」といいます。）を発行し貸与するものとします。
- (4)～(5)（省略）

5. （J Aカード（一体型）の盗難・紛失の場合の責任と損害の負担）

- (1)～(4)（省略）
- (5) 盗難・紛失により被る損害については、I Cキャッシュカード機能に関わる損害については「I C キャッシュカード規定」が、クレジットカード機能に関わる損害については「J Aカード（一体型）会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。

6. （届出事項の変更）

- (1)～(4)（省略）

7. JAカード（一体型）の機能分離等

- (1) 利用者は、JAカード（一体型）について次のことを行う場合には、当組合あて所定の届出用紙により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した届出については、当組合から当社に送付し、これをもって本項に定める申込または届出があったものとします。なお、この場合、JAカード（一体型）を分離するか、JAカード（一体型）の機能のいずれか一方または双方が利用できなくなる場合があります。
- ① JAカード（一体型）のICキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、ICキャッシュカードと「NICOSカード会員規約、JAカード会員特約、JAカード「個人情報の取扱いに関する特約」、ロードアシスタンスサービス規定」により定められたクレジットカード機能のみを有するJAカード（以下、「JAカード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合
 - ② JAカード（一体型）のICキャッシュカード機能の利用を取りやめ、JAカードのみ発行を希望する場合
 - ③ JAカード（一体型）のクレジットカード機能の利用を取りやめ、削除キャッシュカードのみ発行を希望する場合
 - ④ JAカード（一体型）のICキャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の利用を取りやめる場合
 - ⑤ 決済口座を、当組合以外のJAカード（一体型）を扱う組合または連合会の口座に変更する場合
 - ⑥ 決済口座を、JAカード（一体型）を扱わない他の金融機関の口座に変更する場合
 - ⑦ 決済口座を解約する場合
- (2)～(4) (省略)

8. JAカード（一体型）の種別変更等

- (1)～(2) (省略)

9. クレジットカード機能の利用停止等と返却

- (1) (省略)
- (2) 当社が第1項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者はJAカード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、JAカード（一体型）を当社に返却後に、当組合はICキャッシュカード等当組合所定のカードを発行し貸与するものとします。
- (3)～(4) (省略)

10. カードの再発行等

- (1)～(3) (省略)

11. 店舗統廃合

- (1)～(3) (省略)

12. 情報の管理および同意

- (1) (省略)
- (2) 利用者は、JAカード（一体型）の発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、当組合および当社で当該利用者の属性情報（当該利用者が当組合および当社に対しJAカード（一体型）申込時に申込書等により届け出た情報および第6条に基づいて届け出た情報をさすものとします。）、JAカード（一体型）の機能の全部または一部の利用の可否の判断に関わる当該利用者の情報（第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条第2項記載の事項、関連規定、「IC削除カード規定」、「デビットカード取引規定」または「JAカード（一体型）会員規約」に違反した事実等）の共有がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。
- (3) (省略)

7. JAカード（一体型）の機能分離等

- (1) 利用者は、JAカード（一体型）について次のことを行う場合には、当組合あて所定の届出用紙により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した届出については、当組合から当社に送付し、これをもって本項に定める申込または届出があったものとします。なお、この場合、JAカード（一体型）を分離するか、JAカード（一体型）の機能のいずれか一方または双方が利用できなくなる場合があります。
- ① JAカード（一体型）のICキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、ICキャッシュカードと「NICOSカード会員規約、JAカード会員特約、JAカード「個人情報の取扱いに関する特約」、ロードアシスタンスサービス規定」により定められたクレジットカード機能のみを有するJAカード（以下、「JAカード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合
 - ② JAカード（一体型）のICキャッシュカード機能の利用を取りやめ、JAカードのみ発行を希望する場合
 - ③ JAカード（一体型）のクレジットカード機能の利用を取りやめ、ICキャッシュカードのみ発行を希望する場合
 - ④ JAカード（一体型）のICキャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の利用を取りやめる場合
 - ⑤ 決済口座を、当組合以外のJAカード（一体型）を扱う組合または連合会の口座に変更する場合
 - ⑥ 決済口座を、JAカード（一体型）を扱わない他の金融機関の口座に変更する場合
 - ⑦ 決済口座を解約する場合
- (2)～(4) (省略)

8. JAカード（一体型）の種別変更等

- (1)～(2) (省略)

9. クレジットカード機能の利用停止等と返却

- (1) (省略)
- (2) 当社が第1項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者はJAカード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、JAカード（一体型）を当社に返却後に、当組合はICキャッシュカード追加を発行し貸与するものとします。
- (3)～(4) (省略)

10. カードの再発行等

- (1)～(3) (省略)

11. 店舗統廃合

- (1)～(3) (省略)

12. 情報の管理および同意

- (1) (省略)
- (2) 利用者は、JAカード（一体型）の発行、管理等業務遂行上必要な範囲で、当組合および当社で当該利用者の属性情報（当該利用者が当組合および当社に対しJAカード（一体型）申込時に申込書等により届け出た情報および第6条に基づいて届け出た情報をさすものとします。）、JAカード（一体型）の機能の全部または一部の利用の可否の判断に関わる当該利用者の情報（第4条、第5条、第7条、第8条、第9条、第10条第2項記載の事項、関連規定、「ICキャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」または「JAカード（一体型）会員規約」に違反した事実等）の共有がなされることについて、あらかじめ同意するものとします。
- (3) (省略)

改正後	改正前
<p>13. 規約および規定の準用</p> <p>「本規定」に特段の定めがない場合は、J Aカード（一体型）の I Cキャッシュカード機能については関連規定、「I C 削除カード規定」、「デビットカード取引規定」を、クレジットカード機能については「J Aカード（一体型）会員規約」を準用するものとします。</p> <p>また、「本規定」と関連規定、「I C 削除カード規定」、「デビットカード取引規定」または「J Aカード（一体型）会員規約」の内容が両立しない場合は、「本規定」が優先的に適用されるものとします。</p> <p>14. 本規定の変更</p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>（令和7年6月2日現在）</u></p>	<p>13. <u>（規約および規定の準用）</u></p> <p>「本規定」に特段の定めがない場合は、J Aカード（一体型）の I Cキャッシュカード機能については関連規定、「I C <u>キャッシュ</u>カード規定」、「デビットカード取引規定」を、クレジットカード機能については「J Aカード（一体型）会員規約」を準用するものとします。</p> <p>また、「本規定」と関連規定、「I C <u>キャッシュ</u>カード規定」、「デビットカード取引規定」または「J Aカード（一体型）会員規約」の内容が両立しない場合は、「本規定」が優先的に適用されるものとします。</p> <p>14. <u>（「本規定」の変更）</u></p> <p>(1)～(2)（省略）</p> <p style="text-align: right;">以 上 <u>（令和2年4月1日現在）</u></p>